

議案第40号

控訴の提起について

次のとおり控訴を提起したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年4月28日提出

南あわじ市長 守本 憲弘

1 当事者

控訴人 南あわじ市

被控訴人

2 事件名 損害賠償等請求事件の判決に対する控訴請求事件

3 控訴の趣旨

- (1) 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人らの請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1審及び第2審とも被控訴人らの負担とする。

4 訴訟の方針

- (1) 南あわじ市長の訴訟代理人をもって控訴する。